

大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法第7条

第1項に係る許可基準

(趣旨)

第1条 この基準は、大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法（昭和50年法律第67号。以下「大都市法」という。）第7条第1項の規定による許可（同条第2項に掲げる行為についての許可を除く。）の基準を定める。

(用語の定義)

第2条 この基準において、計画区域とは、土地区画整理促進区域内において、大都市法第7条第1項に基づく許可を受ける場合における土地の形質の変更又は建築物の新築、改築若しくは増築を計画する区域をいう。

2 前項に定めるもののほか、この基準で使用する用語の定義は、都市計画法（昭和43年法律第100号）及び都市計画法施行令（昭和44年政令第158号）並びに建築基準法（昭和25年法律第201号）及び建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）の例による。

(適用条件)

第3条 この基準の適用条件は、計画区域の面積が300㎡以上であり、かつ、5,000㎡未満であることとする。

(事前協議)

第4条 大都市法第7条第1項の許可の申請に際して、許可を受けようとする者は、市長に事前協議書を提出しなければならない。

(許可基準)

第5条 市長は、大都市法第7条第1項の許可の申請があった場合において、別表に掲げる基準に適合すると認めるときは、許可をすることができる。

附 則（平成31年3月14日告示第21号）

この告示は、平成31年4月1日から施行する。

別表（第5条関係）

促進区域地区名	基準
成瀬第二地区、串橋地区、坪ノ内地区	<p>1 主として住宅の建設の用に供する目的で行う土地の形質の変更で、当該土地区画整理促進区域における土地区画整理事業の施行を困難にしないもの。</p> <p>2 次に掲げる要件に該当する住宅の新築、改築又は増築であること。</p> <p>(1) 階数が2以下で、かつ、地階を有しないこと。</p> <p>(2) 主要構造部（建築基準法第2条第1号に定める主要構造部をいう。）が木造、鉄骨造、コンクリートブロック造その他これらに類する構造であること。</p> <p>(3) 容易に移転し、又は除却することができること。</p> <p>3 1、2に掲げるもののほか、市長が周辺の都市環境の確保に支障がないと認めたもの又は市長が公益上必要であると認めたもの。</p>